

令和3年  
3月(予定)  
から



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

# マイナンバーカードが 組合員証・被扶養者証として 利用できるようになります!

令和3年3月から、カードリーダーが設置されている医療機関・薬局(注)では、マイナンバーカードが組合員証・被扶養者証(以下、組合員証等)として利用できるようになる予定です。

(注) 医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



## どうやって使うの?

医療機関・薬局の受付で**マイナンバーカード**を  
**カードリーダーにかざすだけ!**



**1** マイナンバーカードを  
カードリーダーにかざす

**2** オンラインで  
あなたの医療保険資格を確認!

## 利用申込はとっても簡単!

マイナンバーカードを組合員証等として利用するには、  
利用申込が必要です。

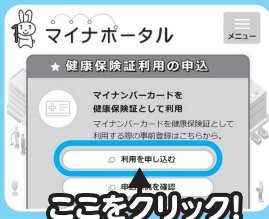
利用申込は「マイナポータル※」でできます。

※子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や申請がワンストップで  
でき、お知らせを受け取ることができる自分専用のサイト。



## スマホからの利用申込はこちらから

▼マイナポータル



ここをクリック!

## マイナンバー(12桁の数字)は使いません!

マイナンバーカードの組合員証等としての利用には、  
ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナン  
バー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局  
の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありません  
し、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられる  
こともありません。



ICチップの中の  
「電子証明書」で  
本人確認!



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの  
個人情報記録されません。

マイナンバーに  
ついての  
お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バー

受付時間(年末年始を除く)

**0120-95-0178**

平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による  
マイナンバーカードの  
利用停止については  
**24時間365日受付!**

## 令和3年4月以降に新規発行される組合員証等に2桁の枝番が追加されます。

令和3年3月(予定)からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始(オンライン資格  
確認)されることに伴い、組合員証等の番号を個人単位化する必要があることから、令和3年4月  
1日以降、新たに発行される組合員証等の番号に2桁の枝番が印字されます。

なお、現在お持ちの組合員証等は、オンライン資格確認開始後も医療機関で引き続き使用でき  
るため、回収・再発行は行いません。

組合員証(イメージ)

記号 ○○○ 番号 △△△ 00

氏名 ○○ ○○○

生年月日 0000.00.00

現行の組合員証等の記載内容に  
2桁の枝番を新たに追加